

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第107号

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「区役所区民部市民窓口課会計係長」を「その属する区役所の区民部市民税課長又は同部課税課長」に、「会計係長」を「市民税課長等」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「会計係長」を「管理係長」に、「当該区役所（区役所支所）」を「その属する区役所（その支所）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、市民税課長等に事故があるとき、又は市民税課長等が欠けたときは、その属する区役所の区民部市民税課管理係長又は同部課税課管理係長（以下「管理係長」という。）がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(会計室)